令和6年第1回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 書

(令和6年2月20日提出分)

目 次

議案番号	件名	頁
議案第1号	衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	3
議案第3号	衣浦東部広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第4号	令和5年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算(第2号)について	別冊
議案第5号	令和6年度衣浦東部広域連合一般会計予算について	別冊

議案第1号

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年衣浦東部広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条第1項第1号中「以下」を「次号及び第3号においてこれらの日を」に改め、同項第2号中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

- 第8条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。
 - (1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。
 - (2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める 割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、 勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて 得た額を超えてはならない。
 - (3) 前号の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員に

あっては、退職し、又は死亡した日現在)以前6月以内の在職期間における報酬(規 則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額とする。

- (4) 勤勉手当は、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、 給与条例第25条の規定の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。
 - 第15条の見出し中「等」を削り、同条中「及び期末手当」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-提案理由-

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正等に伴い、条例の一部改正を行う必要があるため。

議案第2号

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制 定する。

令和6年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 衣浦東部広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第 12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除 く。)」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-提案理由-

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行う必要があるため。

議案第3号

衣浦東部広域連合手数料条例の一部を改正する条例の制定について 衣浦東部広域連合手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

衣浦東部広域連合長 林 郁 夫

衣浦東部広域連合手数料条例の一部を改正する条例

衣浦東部広域連合手数料条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料の項金額の欄中「1,180,000」を「1,450,000」に、「1,410,000」を「1,720,000」に、「1,590,000」を「1,920,000」に、「1,950,000」を「2,270,000」を「2,740,000」に、「4,550,000」を「5,640,000」に、「5,820,000」を「7,240,000」に、「7,070,000」を「8,790,000」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-提案理由-

この案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、改正を行う必要があるため。